

福島再生加速化交付金（第56回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

- ① 帰還・移住等環境整備（第42回）・・・・・・・・・・別添1
- ② 福島定住等緊急支援【福島健康不安対策事業（第4回）】・別添2
- ③ 福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業（第7回）】
・・・・・・・・・・別添3
- ④ 既存ストック活用まちづくり支援（第8回）・・・・・・・・別添4
- ⑤ 浜通り地域等産業発展環境整備事業（第3回）・・・・・・・・別添5
- ⑥ 水産業共同利用施設復興促進整備事業（第4回）・・・・・・・・別添6

◆交付可能額について

福島県及び市町村等から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおりです。

事業費 43,073百万円、国費 32,880百万円

うち、帰還・移住等環境整備
事業費 38,422百万円、国費 29,855百万円
うち、福島定住等緊急支援【福島健康不安対策事業】
事業費 374百万円、国費 374百万円
うち、福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
事業費 1,089百万円、国費 544百万円
うち、既存ストック活用まちづくり支援
事業費 1百万円、国費 1百万円
うち、浜通り地域等産業発展環境整備事業
事業費 499百万円、国費 249百万円
うち、水産業共同利用施設復興促進整備事業
事業費 2,689百万円、国費 1,856百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）

令和5年度概算決定額 **602億円**【復興】
（令和4年度当初予算額701億円）

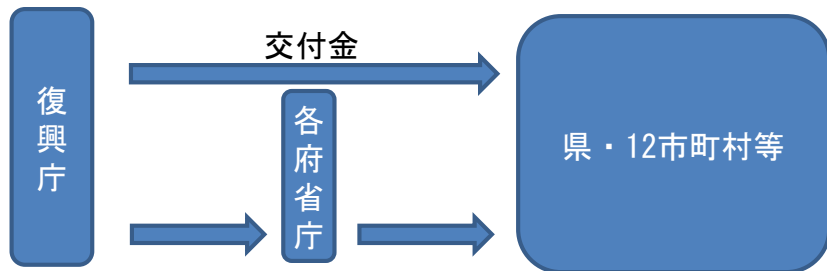
事業概要・目的

- 「復興基本方針」（抄）
福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。
- 長期避難者への支援から帰還環境の整備など復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島復興・再生を加速化する。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- (2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

福島再生加速化交付金（第56回）《帰還・移住等環境整備第42回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：38,422百万円 国費：29,855百万円

※福島県、40市町村、3組合（275事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○農山村地域復興基盤総合整備事業

・南相馬市等において、農地等の整備を行います。

《18,981百万円（14,737百万円）（1県7市町村57事業）》

○道路事業

・双葉町等において、道路の整備を行います。

《3,715百万円（2,879百万円）（1県2事業）》

○福島再生賃貸住宅整備事業、福島再生賃貸住宅用地取得造成事業

・大熊町等において、福島再生賃貸住宅の整備等を行います。

《1,810百万円（1,583百万円）（3町村3事業）》

○移住・定住促進事業

・福島県及び12市町村において、新たな住民の移住・定住の促進に資する施策を行います。

《3,796百万円（2,847百万円）（1県12市町村73事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第56回）《帰還・移住等環境整備（第42回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第56回）《帰還・移住等環境整備（第42回）》における市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第56回）《帰還・移住等環境整備（第42回）》交付可能額通知対象事業メニュー一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁原子力災害復興班（加速化交付金担当）

担当：長谷部

電話：03-6328-0255

FAX：03-6328-0296

復興庁原子力災害復興班（移住等促進担当）

担当：生田

電話：03-6328-0252

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第56回）《帰還・移住等環境整備
（第42回）》市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
田 村 市	3 3 7	2 5 7
南 相 馬 市	1, 4 9 4	1, 1 8 3
川 俣 町	1 4 2	1 2 0
広 野 町	2 7 7	2 1 1
檜 葉 町	1, 0 5 3	7 8 8
富 岡 町	7 2 5	6 7 8
川 内 村	6 7	5 4
大 熊 町	3, 8 4 2	3, 1 1 6
双 葉 町	1 4 9	1 1 4
浪 江 町	2, 0 7 9	1, 6 0 6
葛 尾 村	2 5 1	2 0 8
飯 舘 村	2, 7 0 8	2, 1 2 4
福 島 市	1 1 7	1 1 7
郡 山 市	1 8	1 8
い わ き 市	4 7	4 7
白 河 市	6	6
須 賀 川 市	2 1	2 1
相 馬 市	4 1	4 1
二 本 松 市	1 4 6	1 4 6

(単位：百万円)

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
伊 達 市	3 3	3 3
本 宮 市	1 2	1 2
桑 折 町	4	4
国 見 町	2	2
鏡 石 町	1	1
天 栄 村	3	3
西 郷 村	0. 5	0. 5
泉 崎 村	1	1
中 島 村	0. 5	0. 5
矢 吹 町	9	9
棚 倉 町	1 2	1 2
矢 祭 町	2	2
鮫 川 村	5	5
石 川 町	2	2
玉 川 村	5	5
平 田 村	3	3
浅 川 町	4	4
古 殿 町	1	1
三 春 町	8	8
小 野 町	5	5
新 地 町	1	1

(単位：百万円)

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
福島県	24,649	18,778
双葉地方 広域市町村圏組合	1	1
福島地方水道 用水供給企業団	5	5
双葉地方水道企業団	137	106
計 (県、40市町村及び3組合)	38,422	29,855

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第56回)《帰還・移住等環境整備(第42回)》 における市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

田村市

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・空き家改修支援事業《新規》 【5百万円(4百万円)】
 - ・移住者向け住宅支援事業《新規》 【5百万円(4百万円)】

檜葉町

- 事業番号:10(都市防災推進事業)
 - ・檜葉町多機能防災拠点整備事業(基金型) 【614百万円(460百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・まちの人事部《新規》 【13百万円(10百万円)】
 - ・移住者向け地域交流事業《新規》 【10百万円(7百万円)】

南相馬市

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・移住推進住宅支援事業《新規》 【4百万円(3百万円)】
 - ・空き屋活用及び住宅購入・賃貸改修等支援事業《新規》 【14百万円(11百万円)】

富岡町

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
 - ・営農再開支援水利施設等保全事業 富岡地区(基金型) 【500百万円(500百万円)】
- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
 - ・富岡第二産業団地(仮称)整備事業(小良ヶ浜地区)《新規》 【13百万円(10百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・インタープログラム造成運営事業《新規》 【8百万円(6百万円)】

川俣町

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・地域おこし協力隊採用等事業 【7百万円(5百万円)】
 - ・就農者確保の推進事業 【7百万円(6百万円)】

川内村

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・川内村移住・定住支援センターの設置・運営事業 【53百万円(40百万円)】

広野町

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・お試し住宅運営等事業《新規》 【4百万円(3百万円)】
 - ・空き家住宅利活用促進事業《新規》 【10百万円(8百万円)】

大熊町

- 事業番号:5(福島再生賃貸住宅整備事業)
 - ・下野上地区再生賃貸住宅整備事業《新規》 【1,723百万円(1,508百万円)】
- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
 - ・農業水利施設等保全再生事業 大熊地区 【1,721百万円(1,309百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・大熊町移住定住支援センター業務事業 【72百万円(54百万円)】

双葉町

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
・双葉町移住・定住支援業務体制整備等事業
【58百万円(44百万円)】

浪江町

- 事業番号:17(埋蔵文化財発掘調査事業)
・浪江町埋蔵文化財発掘調査事業 【605百万円(454百万円)】
- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・復興整備実施計画 浪江地区(基金型)《新規》
【68百万円(68百万円)】
- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
・浪江町産業団地整備可能性等調査事業《新規》
【20百万円(15百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
・移住相談・チャレンジ拠点整備事業《新規》【30百万円(22百万円)】

葛尾村

- 事業番号:7(福島再生賃貸住宅用地取得造成事業)
・葛尾村再生賃貸住宅用地取得造成事業《新規》
【69百万円(60百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
・葛尾村移住・交流推進事業《新規》 【7百万円(5百万円)】

飯舘村

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・農業水利施設等保全再生事業 飯舘地区
【626百万円(470百万円)】
- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
・農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)
【1,318百万円(1,021百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
・飯舘村交流・移住・定住等促進支援事業【81百万円(61百万円)】

福島県

- 事業番号:11(道路事業)
・復興拠点アクセス道路整備事業(基金型)
【2,048百万円(1,587百万円)】
- ・福島県道路整備事業(原町川俣線)(基金型)
【1,667百万円(1,292百万円)】
- 事業番号:13(都市公園事業)
・都市公園事業(復興祈念公園) 【1,100百万円(825百万円)】
- 事業番号:14(公立学校施設整備費国庫負担事業)
・双葉地区特別支援学校(小・中学部増築)整備事業(基金型)
【468百万円(353百万円)】
- 事業番号:15(学校施設環境改善事業)
・双葉地区特別支援学校(不適格改築)整備事業(基金型)
【1,398百万円(937百万円)】
- ・双葉地区特別支援学校(高等部増築)整備事業(基金型)
【214百万円(162百万円)】
- ・双葉地区特別支援学校(給食施設(小・中学部)新築)整備事業
(基金型) 【101百万円(78百万円)】
- ・双葉地区特別支援学校(太陽光発電)整備事業(基金型)
【19百万円(14百万円)】
- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・復興整備実施計画 田尻地区(基金型)《新規》
【100百万円(10百万円)】
- ・復興整備実施計画 高瀬地区(基金型)《新規》
【100百万円(10百万円)】
- ・農地整備事業 村上・福岡地区(基金型)《新規》
【82百万円(61百万円)】
- ・森林整備事業 川内村小猿合万太郎線《新規》
【52百万円(39百万円)】
- ・農地整備事業 原町東地区(基金型) 【782百万円(586百万円)】
- ・農地整備事業 太田地区(基金型) 【983百万円(737百万円)】
- ・農地整備事業 西真野地区(基金型) 【1,256百万円(942百万円)】
- ・農地整備事業 鶴谷地区(基金型) 【527百万円(395百万円)】
- ・農地整備事業 井田川地区(基金型) 【1,053百万円(790百万円)】
- ・農地整備事業 山田浜地区(基金型) 【501百万円(388百万円)】
- ・農地整備事業 上析窪地区(基金型) 【1,227百万円(951百万円)】
- ・農地整備事業 檜原地区(基金型) 【763百万円(591百万円)】
- ・農地整備事業 小山田地区(基金型) 【913百万円(708百万円)】
- ・農地整備事業 小屋木地区(基金型) 【1,246百万円(935百万円)】
- ・農地整備事業 加倉地区(基金型) 【918百万円(711百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
・避難地域への移住促進事業 【1,698百万円(1,274百万円)】

福島再生加速化交付金(第56回)《帰還・移住等環境整備(第42回)》
交付可能額通知対象事業メニュー一覧

事業番号	事業名
5	福島再生賃貸住宅整備事業
7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業
10	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
11	道路事業(面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等)
12	下水道事業
13	都市公園事業
14	公立学校施設整備費国庫負担事業
15	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
17	埋蔵文化財発掘調査事業
19	生活環境向上支援事業
20	水道施設整備事業
22	放射線測定装置・機器等整備支援事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業

事業番号	事業名
24	相談員育成・配置事業
26	被災者生活支援事業
39	保育所等の複合化・多機能化推進事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
41	農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
45	木質バイオマス施設等緊急整備事業
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

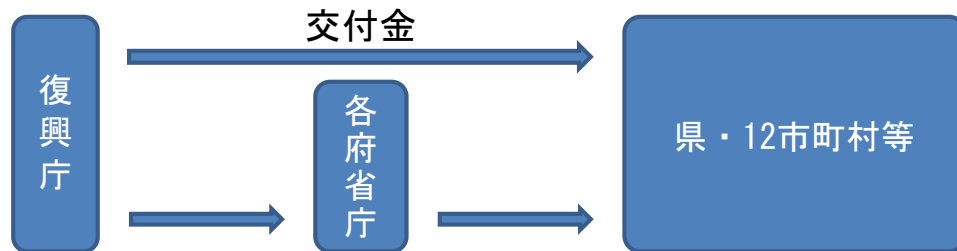
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

福島復興再生拠点、災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

福島再生加速化交付金（第56回）
《福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）第4回》
の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）」
について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：374百万円 国費：374百万円

※福島県に対する交付可能額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

福島県において、新たな放射性薬剤の研究・開発を支援します。

《別紙資料》

- ・福島健康不安対策事業の概要

本件連絡先
復興庁法制班 長坂、岡野
電話 : 03-6328-0238
FAX : 03-6328-0293

福島再生加速化交付金 (福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業))

事業概要・目的

- 震災から12年が経過してもなお、原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強い。
- 未だ避難生活を余儀なくされている方々を中心に、健康リスクの低減方策が喫緊の課題。
- 健康不安の解消に向けて、万が一疾病が認められた場合、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療供給体制が不可欠であり、特にがん等への不安を解消するための万全の備えが必要。



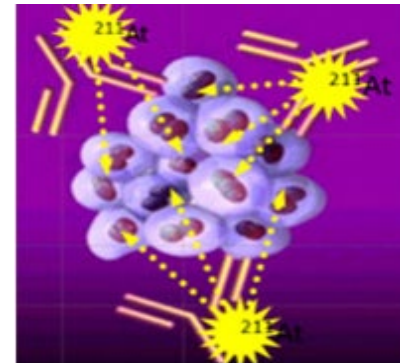
- 福島県立医科大学が実施する、アスタチンによる放射性治療薬の研究開発を支援することにより、臨床現場での早期の治療実現を図り、福島県における健康不安の解消、健康面の安全・安心の確保に直接寄与する。

<福島復興再生基本方針>

- 福島県立医科大学が推進する、放射線医学、最先端医療・診断や医薬品等の研究開発の加速化に向けた支援を引き続き実施する。

事業イメージ・具体例

- がん等の悪性腫瘍に対する新たな治療薬として期待される、アスタチン(α 線核種)を用いた放射性治療薬の研究開発を進める。



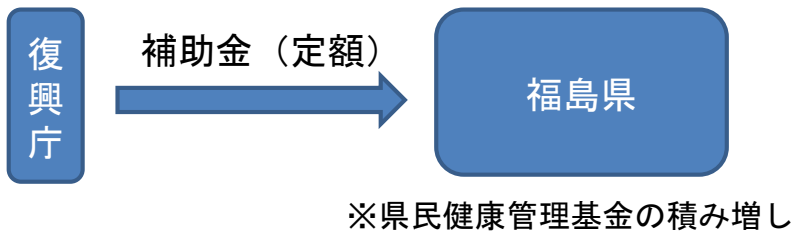
α 線ががん細胞を攻撃しているイメージ

- 具体的には、令和5年度において、当該放射性治療薬等の臨床試験(医師主導試験)の実施等を支援する。



医療用中型サイクロトロン

資金の流れ



期待される効果

- 浜通り等医療機関での画期的先端治療実現による医療基盤、地域経済への寄与
- 県民の健康不安の解消
- 放射線のプラス面の情報発信による風評被害の払拭、福島復興の国内外発信に貢献
- 今後の福島国際研究教育機構における放射線科学・創薬医療分野の研究への寄与、浜通り地域への研究者等呼び込みによる定住・交流人口拡大

福島再生加速化交付金（第56回）
《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金） 第7回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）（地域情報発信交付金）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：1,089百万円 国費544百万円

※福島県、27市町村（41事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○地域の魅力向上・発信事業

①情報発信事業

・檜葉町等において、体験等企画、情報発信コンテンツ作成及びポータルサイト構築の取組を実施します。 《1,059百万円（529百万円）（県、27市町村40事業）》

②外部人材活用

・福島県において、地域の語り部の育成の取組を実施します。

《30百万円（15百万円）（県1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金第56回《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業 第7回】交付可能額
- ・別紙2：地域情報発信交付金 第7回事業概要
- ・別紙3：地域情報発信交付金の概要

本件連絡先 復興庁原子力災害復興班 担当：岩崎、園山、鈴木、成岡

電話：03-6328-0248 FAX：03-6328-0295

福島再生加速化交付金第56回≪福島定住等緊急支援
【地域魅力向上・発信支援事業】第7回≫市町村等別交付可能額

(単位：百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
福島市	11	6
郡山市	18	9
白河市	20	10
須賀川市	5	3
相馬市	23	11
南相馬市	50	25
伊達市	20	10
桑折町	19	10
国見町	8	4
川俣町	44	22
檜枝岐村	9	4
只見町	16	8
北塩原村	2	1
猪苗代町	5	2
会津美里町	8	4
塙町	3	2
石川町	6	3
玉川村	20	10
三春町	9	4
広野町	21	11
檜葉町	26	13
富岡町	33	17
大熊町	17	9
浪江町	16	8
葛尾村	25	12
新地町	30	15
飯舘村	46	23
福島県	578	289
合計	1,089	544

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があり得ます。

地域情報発信交付金 第7回事業概要

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

- 地元産品や観光名所といった地域の魅力を発信するイベント等、福島 of 各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組を支援。
- 第7回事業では、福島県及び27市町村の41事業(事業費約1,089百万円(国費約544百万円))について、交付可能額を通知。

A 地域の魅力向上・発信事業

①情報発信事業

○体験等企画実施

- 自治体連携によるスイーツ作りコンテストの開催及び各自治体産品を使ったスイーツの開発・販売による町の魅力発信事業【檜葉町、富岡町及び大熊町】

全国の高校生を対象に、各町の農産品を素材として「スイーツ甲子園チャレンジカップ@ふくしま」を開催。町特産農産品を使ったスイーツ開発などによって、町や町農産品の魅力を発信するための取組を実施。

- 「はなわのダリア」を通じた埴町活性化事業【埴町】
「ダリアの華展2023」において、町の特産品であるダリアの展示観覧販売会を実施するとともに観光情報を発信。併せて、ALPS処理水に関する啓発PRの取組を実施。

②外部人材活用

○地域の語り部の育成

- 震災と復興を未来へつむぐ高校生語り部事業【福島県】

震災関連学習等を通じた語り部の育成、県内外の学校等との交流を継続。新たに、海外の高校生等との交流の機会を設け、海外における風評払拭のための取組を実施。

○情報発信コンテンツ作成

- 広野町五社山・高倉山を活用した魅力発信事業【広野町】
登山、ハイキング愛好家をターゲットに、HPの作成、コースマップの整備、YouTubeを活用した動画配信等を通じて町の魅力を発信。さらに、町の魅力を体感してもらうためのモニターツアーなどの取組を実施。

○ポータルサイト構築

- ふくしまの魅力・情報デジタル発信等強化事業【福島県】
海外の方にも分かりやすい情報発信を目的として、外国語版の復興情報ポータルサイトを構築。復興の取組、廃炉に係る県の取組や海外向けプロモーション活動について発信するための取組を実施。

B 関連施設の改修

- 該当なし

地域情報発信交付金

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

目的・事業概要

- 福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑止する必要がある。
- そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。
- 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。
- このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えるとともに風評の払拭を図る。

期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

資金の流れ

復興庁

各市町村
県

事業イメージ

- (1) 対象自治体
福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県
- (2) 事業メニュー
 - A 地域の魅力向上・発信事業
 - ①【情報発信事業】
 - i) 風評動向調査、ii) 体験等企画実施、
 - iii) 情報発信コンテンツ作成、iv) ポータルサイト構築
 - ②【人材活用事業】
 - i) 企画立案のための外部人材の活用、
 - ii) 地域の語り部の育成
 - B 関連施設の改修
地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修
- (3) 交付率 1/2*
*ただし、交付限度額と比較していずれか低い額
(別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり)

福島再生加速化交付金（第56回）
《既存ストック活用まちづくり支援 第8回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：1百万円 国費：1百万円

※2市町（2事業）に対する交付可能額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

南相馬市及び川俣町において、空き家のインスペクションを行います。

【南相馬市】

小高区・原町区の一部地域において空き家のインスペクションを実施。

《0.45(百万円)》

【川俣町】

川俣地区や小綱木地区等において空き家のインスペクションを実施。

《0.99(百万円)》

《別紙資料》

- ・既存ストック活用まちづくり支援事業の概要

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

星野、高橋

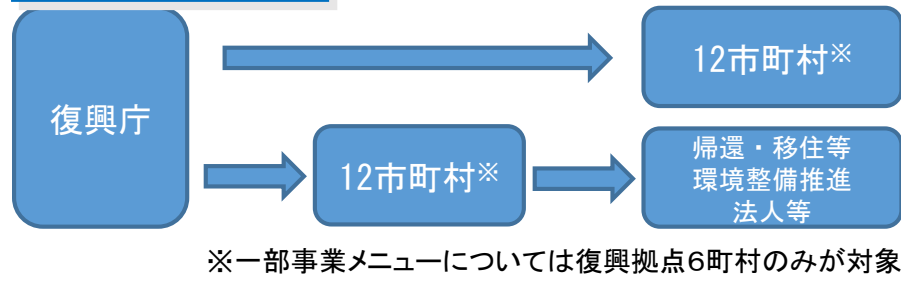
電話：03-6328-0250

既存ストック活用まちづくり支援事業

事業概要・目的

- 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックを有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を支援する。

資金の流れ



期待される効果

- 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に加えて、多様な人材が既存ストックの利活用による賑わい・魅力の創出について検討・協議する場の立上げ、試行実証等を支援する。

これにより、官民連携による既存ストック活用のエリアマネジメントの自立・自走を促進し、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速させることが期待できる。

事業イメージ・具体例

(1) 対象地域・団体

事業	対象地域・交付団体	事業実施主体
① ②	・被災12市町村	・被災12市町村 ・帰還・移住等環境整備推進法人
③ ④	・復興拠点6町村	・復興拠点6町村 ・帰還・移住等環境整備推進法人 ・プラットフォームを構成する者(④のみ)

(2) 対象費用

- ① 建物状況調査（インスペクション）に要する費用
- ② 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に要する費用 ※事前に既存ストックに関する実態調査を行った場合に限り
- ③ 官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討に要する費用
- ④ プラットフォームの検討に基づく社会実験に要する費用

(3) 補助率

- ① 定額（上限15万円／件）
- ② 3／4
- ③ 定額（上限2,000万円）
- ④ 3／4（1事業あたり1年間に限る。）

※③④はR4年度からの新規事業



令和5年4月3日
復興庁

福島再生加速化交付金（第56回）《浜通り地域等産業発展環境整備事業第3回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費 499百万円、国費 249百万円

※福島県に対する交付可能額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

福島県において、イノベ構想の取り組みに関する情報発信や交流人口や関係人口の拡大に向けた事業を実施するとともに、浜通り地域等でのイノベーション創出を促進するための起業・創業を支援します。

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第56回）《浜通り地域等産業発展環境整備事業（第3回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）事業の概要

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

徳増、黒田、山下

電話：03-6328-0242

福島再生加速化交付金（第 5 6 回）≪浜通り地域等産業発展環境整備事業（第 3 回）≫市町村等別交付可能額

(単位：百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
福島県	499	249
計	499	249

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）

事業概要・目的

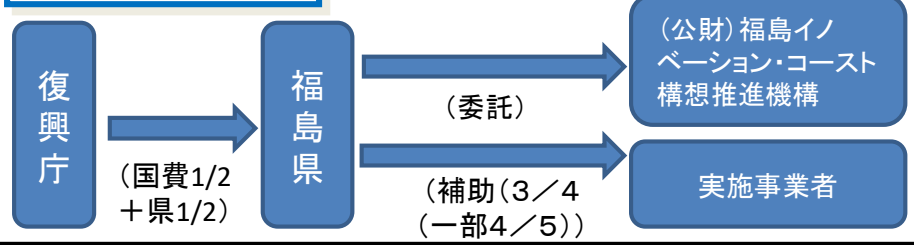
- 「第2期復興創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(抄)
- ④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等・地域への波及効果大きい企業等の立地や創業、地元企業や地方公共団体等の多様な主体による研究開発や実証、戦略的な知的財産の取得と活用等を促進する。また、地域の優位性を高めるための規制緩和等を行うとともに、起業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制を構築し、地域のイノベーション創出につなげるための総合的なビジネス創出支援を継続的に進める。
(P14 1.(2)④)
- 福島イノベーション・コースト構想の具現化に向けて、交流人口拡大、関係者の連携強化に係る新たな産業の創出や産業集積の活性化に資する取組について、福島県が行う調査から実証までの取組について、一貫した支援を実施することで、同構想の加速化及び地元の復興・再生に寄与することを目的とする。

事業イメージ・具体例

- 福島イノベーション・コースト構想を推進するため、以下の事業を実施。
- ①浜通り地域等における交流人口、関係人口拡大推進事業
 - ・福島イノベーション・コースト構想の取組について、国内外への情報発信を行うとともに、イノベ地域に継続的に来訪者を呼び込む仕組みの構築への支援を実施。
- ②地域イノベーション創出事業
 - ・イノベ拠点の活動の順次開始等を踏まえ、浜通り地域等での起業・創業に繋がるアイデアの掘り起こし、専門家によるハンズオン支援、試作品製造等の助成、関係機関の連携した支援体制の構築等を実施。



資金の流れ



期待される効果

- 浜通り地域等において、新たな事業展開や起業・創業を支援する環境を整備し、構想の認知度を高める。
- 福島イノベーション・コースト構想に関する具体的取組が記載された福島復興再生計画の期間が令和7年度末であり、それを踏まえた施策の評価、見直しを行う予定。

福島再生加速化交付金（第56回）
《水産業共同利用施設復興促進整備事業（第4回）》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(水産業共同利用施設復興促進整備事業)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：2,689百万円 国費：1,856百万円

※3市町（4事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

南相馬市において、さけ飼育管理施設等の整備を行います。

《25百万円（19百万円）（1事業）》

浪江町において、さけふ化施設、さけ採捕施設等の整備を行います。

《91百万円（68百万円）（1事業）》

いわき市において、荷捌き・加工施設、漁具倉庫等の整備を行います。

《2,573百万円（1,769百万円）（2事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第56回）《水産業共同利用施設復興促進整備事業（第4回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金の概要

本件連絡先：復興庁 農林水産班
担当：北川
電話：03-6328-1111（内線3096）

福島再生加速化交付金（第56回）
《水産業共同利用施設復興促進整備事業（第4回）》
市町村等別交付可能額

(単位：百万円)

市町村名	事業費	交付可能額【国費】
南相馬市	25	19
浪江町	91	68
いわき市	2,573	1,769
計	2,689	1,856

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があり得ます。

福島再生加速化交付金 (水産業共同利用施設復興促進整備事業)

【別紙2】

事業概要・目的

- 福島県の漁業は、原発事故による原子力災害の影響により、長らく出荷制限が続き、震災前の状況より大きく低迷しているところ。
- 本格的な水産業の復興に向け、原子力災害の影響を受けている地域において実施する水産業共同利用施設等の整備に対する支援を行っていく必要がある。

資金の流れ



期待される効果

- 福島県の漁業・水産業を支援するため、荷さばき施設、水産加工処理施設等の整備を行うことにより、事業対象地域に漁業・水産業の体制整備が進み、漁業者等の再建が加速することが期待される。

事業イメージ・具体例

(1) 補助対象

- ① 水産加工流通施設の衛生機能の高度化等を図る施設の整備
 - ② 種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備
- (2) 対象地域：福島県の原災被災12市町村及び沿海市町村
(3) 交付団体：福島県又は市町村
(4) 事業実施主体：福島県、市町村、民間団体
(5) 基本国費率等

(地方公共団体) 国：1/2、地方公共団体：1/2

(民間団体) 国：1/2、地方公共団体3/8、民間団体：1/8

※別途、地方負担軽減措置あり



荷さばき施設



作業保管施設



水産加工処理施設



さけ・ます種苗生産施設